第九十七条の三中「第百三条の三第二項」を「第六十三条第二項」に、「第百三条の三第一項各号」を「第六十三条第一項各号」に、「第百三条の三第一項及び」を「第六十三条第一項及び」に改める。

第九章を第八章とする。

第百条第一項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に、「第五条第六項」を「第五条第五項」に、「第五条第七項」を「第五条第六項」に改める。

第百一条の二の表以外の部分中「共済年金各法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち」に、「及び国民年金法附則第九条の三から第九条の四の六」を「から国民年金法附則第九条の四の六」に改め、同条の表附則第九条の四の六第三項の項中「被用者年金各法による障害厚生年金若しくは」を「厚生年金保険法による障害厚生年金、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち」に改める。

第百一条の三第一項の表以外の部分中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項の表第七条第一項の項中「同条第七号」を「同条第五号」に改め、同表第七条第二項の項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に改め、同条第二項の表第八条第一項の項及び第八条第四項の項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に改める。

第百二条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項の表一の項中「厚生年金保険の被保険者期間（」を「第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいい、」に、「により厚生年金保険の被保険者期間」を「により同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に、「を厚生年金保険の被保険者期間」を「を第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第百三条の見出し中「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第一項及び第二項の表以外の部分中「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同項の表二の項中「被用者年金各法の被保険者若しくは」を「厚生年金保険の被保険者、国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員、私立学校教職員共済組合の組合員、旧農林共済組合の組合員、旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の」に改め、同条第三項の表二の項中「及び七の項」を「から八の項まで」に改め、同表四の項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「国家公務員共済組合の組合員期間」を「旧国家公務員共済組合員期間」に改め、同表五の項中「地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済法」に、「地方公務員共済組合の組合員期間」を「旧地方公務員共済組合員期間」に改め、同表六の項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「私立学校教職員共済組合の組合員期間」を「旧私立学校教職員共済加入者期間」に改め、同表八の項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第百四条の見出し及び同条第一項中「第十六条第二項第一号イ」を「第十五条第二項第一号イ」に改め、同条第二項中「第十六条第二項第一号ロ」を「第十五条第二項第一号ロ」に改め、同条第三項中「第十六条第二項第一号ハ」を「第十五条第二項第一号ハ」に改める。

第百五条（見出しを含む。）中「第十六条第二項第二号」を「第十五条第二項第二号」に改める。

第百六条第三項第二号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「及び第七号」を「から第八号までのいずれか」に改め、同項第四号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「国家公務員共済組合の組合員期間」を「旧国家公務員共済組合員期間」に改め、同項第五号中「地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済法」に、「地方公務員共済組合の組合員期間」を「旧地方公務員共済組合員期間」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「私立学校教職員共済組合の組合員期間」を「旧私立学校教職員共済加入者期間」に改め、同項第八号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第五項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第百七条の見出し中「第十六条第二項第一号イ」を「第十五条第二項第一号イ」に改め、同条第一項中「第十六条第二項第一号イ」を「第十五条第二項第一号イ」に、「第十六条第三項」を「第十五条第三項」に改め、同条第二項中「第十六条第二項第一号ロ」を「第十五条第二項第一号ロ」に、「第十六条第三項」を「第十五条第三項」に改め、同条第三項中「第十六条第二項第一号ハ」を「第十五条第二項第一号ハ」に、「第十六条第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第百八条の見出し中「第十六条第二項第二号」を「第十五条第二項第二号」に改め、同条中「第十六条第二項第二号」を「第十五条第二項第二号」に、「第十六条第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第百十条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第三項第一号中「被用者年金各法の被保険者若しくは組合員若しくは加入者」を「厚生年金保険の被保険者、国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員、私立学校教職員共済組合の組合員、旧農林共済組合の組合員、旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員」に改め、同項第二号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同項第四号中「国家公務員共済組合の組合員期間」を「旧国家公務員共済組合員期間」に改め、同項第五号中「地方公務員共済組合の組合員期間」を「旧地方公務員共済組合員期間」に改め、同項第六号中「私立学校教職員共済組合の組合員期間」を「旧私立学校教職員共済加入者期間」に改め、同条第四項の表以外の部分中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項の表二の項第三欄中「厚生年金保険の被保険者期間（」を「第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいい、」に、「により厚生年金保険の被保険者期間」を「により同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同項第四欄中「厚生年金保険の被保険者期間（」を「第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいい、」に、「により厚生年金保険の被保険者期間」を「により同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に、「を厚生年金保険の被保険者期間」を「を第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表四の項第三欄中「国家公務員共済組合の組合員であった期間（」を「旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいい、」に改め、同項第四欄中「国家公務員共済組合の組合員であった期間（」を「旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいい、」に、「を国家公務員共済組合の組合員であった期間」を「を旧国家公務員共済組合員期間」に改め、同表五の項第三欄中「地方公務員共済組合の組合員（」を「旧地方公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいい、」に、「を含む。）であった期間」を「であった期間を含む。）」に改め、同項第四欄中「地方公務員共済組合の組合員（」を「旧地方公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいい、」に、「を含む。）であった期間」を「であった期間を含む。以下この項において同じ。）」に、「地方公務員共済組合の組合員であった期間」を「旧地方公務員共済組合員期間」に改め、同表六の項第三欄中「私立学校教職員共済組合の組合員であった期間」を「旧私立学校教職員共済加入者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十三号に規